

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県教育委員会教育長から通知があったので，次のとおり公表する。

令和元年7月18日

茨城県監査委員	小川一成
同	石井邦一
同	深谷一広
同	羽生健志

<p>監査対象機関名</p> <p>県立水戸高等特別支援学校</p>	<p>監査実施年月日</p> <p>平成31年1月23日</p>
<p>○監査の結果</p> <p>空調設備設置工事により取得した工作物(エアコン37台)について、直ちに公有財産異動報告書を提出しなかったことは適切でない。</p>	
<p>○措置状況</p> <p>平成29年度空調設備設置工事に伴う工作物(エアコン37台)の増について、公有財産定期報告時に異動報告が漏れてしまったため、平成30年10月12日に異動報告を行った(監査対象機関H29.10.1~H30.9.30)</p> <p>当該校において、知識習得とチェック機能強化に向け、公有財産取扱規則、事務事例及び今回の事例を基に事務研修を実施したところであり、今後も継続的に研修を行うことで、適正な事務処理に努めたい。</p>	